

「ハクション」の由来



お蔭様で当ハクションレターは、今月号をもちまして無事第300号を迎えました。毎月1回発行としまして、12月で割ると25年続いていることになります。何度となく廃止の危機もありましたが、何とか乗り越えて発行を続けることができました。発行開始当初はB4サイズの紙に記事とか図とかを切り貼りしながら作っていましたが、2000年9月の第58号から完全にデータ化され、サイズもA4に変更して現在に至っております。

毎月月末近くなると編集長やその月の記事担当者は、何を書くか探しながら頭を悩ませてきました。私も普段からコラムに書けそうな記事を探しながらメモをして、一番良いものを月末にエイヤと仕上げ月初に配信させていただいてます。読み手として様々な業種や規模のお客様を中心とした事業者様を想定し、出来るだけ記事や内容も最大公約数的なものを選び、わかりやすくまとめようと心掛けております。そしてお客様にとって有益となる(ことを期待する)情報を毎月送り続けてきたつもりです。

それでそもそもなぜタイトルが「ハクションレター」なのか?とよく聞かれました。1ページ目の上のタイトルに「風が吹けば桶屋が、、、」と書いてあります。元はその諺から取っております。皆さんよくご存知のこの諺。すべて繋ぐとこうなりますね。

風が吹く→埃が舞う→埃が目に入る→目が見えなくなる人が増える→三味線引きが増える→猫が減る→鼠が増える→鼠が桶をかじる→桶屋が儲かる \(^o^)/

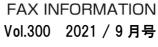
ということで、そもそも因果関係のないように考えられる2つの事象も、裏ではしっかりと繋がったりして、どこかで何らかの良い結果をもたらす可能性があるということです。

ですから、こんな情報うちには関係ないではなく、一見関係なさそうな情報も目を通していただいて、どこかで何かのお役に立てるのではと思い、毎月情報発信をしております。

監査でお邪魔した時に「こないだの記事ね、、、」と、話題にしていただくととても嬉しくなります。またある会社様は、お邪魔した時に分厚いファイルにすべて綴じておられるのを見せていただき、感動して涙が出そうになったこともありました。時にはコピーの裏紙で拝見することもあります。それも印刷され読まれた後に、有効利用されている証と納得しております。これからも、継続して続けて参りたいと思う次第です。ご愛読のほどよろしくお願い申し上げます。

あ、それで、「ハクション」の由来でしたね?忘れておりました。もうお分かりですかね?風が吹いて埃が舞うと、埃が鼻に入ってクシャミをします。それで「ハクション」なんです。決して誰かが噂しているではないのです。これホントです。前所長の尾上誠一の発案です。







FROM ユアブレーン 尾上会計事務所



第300号記念「資金繰りなるほど Q&A」 書籍贈呈



ごく一部の例外を除くほとんどの事業者様におかれましては、日々「資金繰り」に一定の注意を払いながら過ごしておられることと思います。特に財務や経理を預かる担当者様にとっては、今月いくら儲かったか(利益が出そうか)よりは、月末の返済や支払いが無事にできるかどうかの方が気になるかもしれません。会社によっては、社長様が資金繰りに走り回っておられるところもあるかと思います。

「資金繰り」は、決して簡単な仕事ではありません。きちんと把握し計画していても売掛金の入金が遅れるといった不測の事態の発生も考えられますので、常に余裕のある対応が必要とされます。資金繰りを「楽にする」には、究極的には現預金を山ほど持っておくこととなりますが、余って残っている場合は別ですが、借入等で調達するにもコストがかかりますので、必要十分な量を維持しつつ苦労しながら上手に回しておられるのが現状かと思います。

資金繰りのノウハウについて、私どももお客様から質問を受けてわかる範囲でお答えしておりますが、今年5月に出版された書籍でとても分かりやすくまとめられたものを見つけました。資金繰りを担当する方にこの本を読んでいただければ、資金繰りに関して一般的な基礎知識がひと通り学べるのではないかと思います。

一本書の内容(抜粋)-

第1章 学ぶ編

- ・ 資金繰りの失敗事例
- 資金繰り表のつくり方

第2章 気づく編

- 支払能力はあるか?
- 財務基盤は盤石か?

第3章 動く編

- ・いろいろある金融機関と特徴
- ウチはどのくらいまで借入できる?

第4章 続ける編

- 経営計画を作ろう!
- 利益を上げるためには?



ということで、ハクションレター第 300 号を記念して、希望されるお客様にはこの書籍を贈呈したいと思います。コロナ禍で講演会を開催できていないこともありますし。後日、監査訪問時等に担当者にご希望の旨お申し付けください。お役に立てば幸いです。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。□ 下記へ配信してください。□ エアブレーン 尾上会計事務所 宛 FAX 079-288-0997○ 会社名



FAX INFORMATION Vol.300 2021 / 9 月号



FROM ユアブレーン 尾上会計事務所



不動産の相続登記が義務化されます

P3

□危険な「空き家」と義務化の背景

誰も住んでいる気配がない、もうすぐ崩れてしまうんじゃないか、と思うほど古い家をたまに目に することがあります。

日本では、こういった崩落しそうな家が各地に点在していますが、 なかには所有者が不明であったり、相続登記が未了であるために 連絡先が分からず、不安な日々を過ごされている近隣住民の方がいら っしゃいます。

このような「空き家」の増加が社会問題となっていることもあり、 政府は法律の改正によって、これまで任意であった相続登記の申請を 義務化することにしたのです。



□いつから義務化されるのか?義務化後はどうなる?

義務化の施行は約3年後とされているので、令和6年4月頃の施行が見込まれています。

改正後、不動産の所有者が亡くなり所有権を取得した相続人は、その後3年以内に相続登記の申請 をしなければなりません。

遺言があればスムーズですが、ない場合には共同相続人全員で遺産分割協議をする必要があります。 この遺産分割協議についての期間制限はないのですが、改正後は「3 年以内」が事実上の目処になる と思われます。

また、被相続人が亡くなったことを知らなかったり、そもそも不動産を所有していた事実を知らな かったというケースもあるかと思います。このような場合は、これらの事実を「知った時」を起算点 として、3年以内に相続登記の申請をしなければならないものと解されています。

□他人事では済まないこれからの「空き家」問題

今後「空き家」はますます増えると予想されています。

管理が充分でない「空き家」は、小さな地震や台風でも倒壊する リスクがあり、近隣住民や通行人に被害が及ぶ可能性があります。 なかなか身近には感じにくいですが、両親や祖父母から家を相続 したなど、どなたでも不動産の所有者になる可能性はあります。

もし当事者になったときは、適時に変更登記の手続きを行い、 最新の情報が公示されるように努めましょう。



参考:「相続登記の申請が義務化されます」/司法書士 内藤 卓

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 今後希望しない

会社名

TEL

ユアブレーン 尾上会計事務所 宛 **FAX 079-288-0997**

FAX



FAX INFORMATION Vol.300 2021 / 9 月号



FROM ユアブレーン 尾上会計事務所



(消費税)インボイス制度の導入について

P4

令和5年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。

□インボイス (適格請求書)

インボイスとは、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号など一定の事項が記載された請求書や納品 書その他これらの書類(適格請求書)をいいます。

□適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者になるためには、税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書(以下「登録申請書」といいます)を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることができません。

〈登録までの流れ〉

- ①事業者が登録申請書を提出
- ②税務署による審査(一定の時間が必要)
- ③登録及び公表(登録簿への登載)
- ④税務署より事業者へ通知
- ■登録申請のスケジュール

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。

適格請求書等保存方式が導入される日(令和5年10月1日)までに登録を受けるためには、 原則として、令和5年3月31日までに提出する必要があります。

※免税事業者が適用を受ける場合

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて消費税課税 事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。

令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合には登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受ける場合には、消費税課税事業者選択届出書の提出は必要ありません。

免税事業者である事業者さんは適格請求書発行事業者(課税事業者)になるか検討する必要があります。直ちに検討が必要というわけではありませんが、令和5年10月1日より適用を受けるのであれば令和5年3月31日までの間に監査担当者と相談の上結論を出されてはいかがでしょうか。

(記事担当:松浦)

※今後ハクションレターの	配信をご希望されない方は、お手数です	が□に✓を入れご返信ください。
□ 今後希望しない	ユアブレーン 尾上会計事務所 宛	FAX 079-288-0997
会社名	TEL	FAX